

しごとのこと

2 福岡県子育て女性就職支援センター

AIMビル2階ウーマンワークカフェ北九州内に「子育て女性就職支援センター」を設置し、就職を希望する子育て中の女性等を対象に、就業相談から就職あっせんまでをワンストップで行っています。

門司区(風師児童館)、小倉南区(生涯学習センター)、八幡西区(子どもの館)では毎月出張相談も実施しています。

○就職相談・情報提供

就職に関する様々な相談や情報提供などの就職支援を行っています。

○求人開拓・就職あっせん

求職者に対し、コーディネーターが個別に就職あっせんを行い、求人企業とのマッチングを行います。また、採用面接への同行や就職後のフォローも行っています。

※あっせんを受けるには登録が必要です。

○就職サポートセミナー

応募書類の書き方や面接の受け方など就職活動に役立つ講座を実施しています。

○子育て女性のための合同会社説明会

時間的制約の多い子育て女性が身近な地域で就職できるよう合同会社説明会を開催しています。

○女性デジタル人材育成・就業支援事業(予定)

「オンラインによるIT研修」と「雇用のあっせん」が一体となったプログラム事業を実施します。

◆問い合わせ先◆

福岡県子育て女性就職支援センター

北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル2階ウーマンワークカフェ北九州内
☎533-6637

3 母子・父子福祉センターでの技能習得

ひとり親(母子・父子)家庭の親及び寡婦の自立促進と生活の安定を図るため、就労に必要な知識、技術の習得を目的とした講習会を開催しています。また、就職相談会も行っています。いずれも無料です。市政だよりやリーフレットで案内していますのでご利用ください。

就業支援講習会

就職に有利となるように、資格習得を目指します。

- ・各種パソコン講座(エクセル3級、ワード3級、弥生会計 他)
- ・医療事務、介護事務、調剤薬局事務
- ・日商簿記
- ・色彩検定
- ・介護職員初任者研修 など

※講座の内容は変わることがあります。

就職相談会

マザーズハローワーク北九州と連携し、新しい求人情報の紹介や、面接の受け方についての講習などを内容とした就職相談会を毎月1回開催しています。

◆問い合わせ先◆

北九州市立母子・父子福祉センター

北九州市戸畑区汐井町1-6ウエルとばた4階 ☎871-3224

4 自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の父母が就職活動を行う際に、専門のプログラム策定員が就職活動に関するノウハウの提供や、個別のプログラムの策定などにより支援を行います。

◆問い合わせ先◆

北九州市立母子・父子福祉センター(46ページ) 又は、
ウーマンワークカフェ北九州☎551-0094へ

5 技能習得のための貸付制度

母子家庭、父子家庭、寡婦とその扶養する児童(子)が就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金を貸し付けるものです。

修業資金

児童(子)が知識技能を習得する資金で、貸付期間は5年以内です。

技能習得資金

母親、父親、寡婦が自ら知識技能を習得する資金で、貸付期間は5年以内です。利用される例としては、次のようなものがあります。

美容師、理容師、看護師、調理師、理学療法士、和裁、洋裁、
自動車運転免許などの技能習得のための費用

◆申請・問い合わせ先◆

あなたの住所地の区役所子ども・家庭相談コーナー(47ページ)の
子ども・家庭相談員に、よくご相談ください。

6 特定求職者雇用開発助成金

特定求職者雇用開発助成金は、ハローワーク又は一定の要件を満たす特定地方公共団体、無料・有料職業紹介事業者等の紹介により、母子家庭の母・父子家庭の父などを常用労働者として雇い入れた事業主に対して賃金の一部を助成するもので、母子家庭の母・父子家庭の父などの雇用機会の増大を図ることを目的としています。

◆問い合わせ先◆

福岡労働局福岡助成金センター

福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館1階
☎092-411-4701

しごとのこと

7 ひとり親家庭自立支援給付金

① 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の父母が就職につなげる能力開発のために受講した対象講座の受講料に対して助成します。

対象講座 ・雇用保険一般教育訓練給付金・特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金制度の指定講座(事前に市の指定を受けることが必要です)

対象者 次の全ての要件を満たす20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父。

- ・住所が北九州市内にあること
- ・所得が児童扶養手当受給対象水準であること
- ・受講が適職に就くために必要であること
- ・過去に同給付金を受給していないこと

支給額 (1)受講料の60%(上限は20万円まで。1万2千円未満は対象外)
(2)受講料の60%(修学年数×40万円の合計が160万円を超えるときは160万円まで。1万2千円未満は対象外)
※ただし、雇用保険法の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金の受給資格がある方は、差額の支給となります。

② 高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の父母が就職に有利な資格を取得するために養成機関において修学している場合、経済的な支援を行います。

対象資格 ・看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士
・歯科衛生士・自動車整備士・調理師・臨床検査技師・社会福祉士
・製菓衛生師・美容師・栄養士・理容師・鍼灸師・精神保健福祉士

支給額

高等職業訓練促進給付金	○市町村民税非課税世帯…月額 100,000円 ○市町村民税課税世帯…月額 70,500円
-------------	--

※養成機関の最後の12ヶ月について支給月額を4万円増額します。

修了支援給付金	○市町村民税非課税世帯…………… 50,000円 ○市町村民税課税世帯…………… 25,000円
---------	---

支給期間等 高等職業訓練促進給付金 … 修学期間の全期間(上限4年)
准看護師養成機関を修了した者が、引き続き看護師の資格を取得するため養成機関で修業する場合も、4年となります。
修了支援給付金 ……………… 養成機関での修学修了後

対象者 次の全ての要件を満たす20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父。
・住所が北九州市内にあること
・所得が児童扶養手当受給対象水準であること
・養成機関において1年以上のカリキュラムを修学し、対象資格の習得が見込まれること
・仕事又は育児と修学の両立が困難であると認められること
・過去に同給付金を受給していないこと
・准看護師養成機関を修了後、引き続き、看護師養成機関に修業する場合は対象となります。(通算4年)
※類似制度による給付金と同時に受給することはできません

期間要件緩和の延長

6ヶ月以上の訓練を通常必要とする民間資格等の取得の場合も新たに給付対象とします。(一部例外あり)

8 ひとり親家庭の自立応援事業

高等職業訓練促進給付金の支給を受けている方で要件を満たす方について、給付金の加算をします。

対象者 高等職業訓練促進給付金を受給し、かつ、市町村民税非課税世帯の方
支給額 扶養する児童が二人まで……………月額20,000円
扶養する児童が三人以上……………扶養する児童一人につき月額10,000円
※養成機関の最後の12ヶ月について高等職業訓練促進給付金が月額4万円増額されることに伴い、4万円を超える(扶養児童数が5人以上)場合のみ支給します。

9 ひとり親家庭高卒認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の父母又はその児童が、高卒認定試験合格のための講座を修了したとき、及び合格したときに受講費用の一部を支給します。

対象者 次の全ての要件を満たす20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母、父子家庭の父又はその児童
・住所が北九州市内にあること
・所得が児童扶養手当受給対象水準であること
・大学入学資格を取得していないこと
・高等学校等就学支援金制度の対象とならないこと
・過去に本事業の給付金を受給していないこと

支給額 ①受講開始時給付金 受講費用の30%
(上限7万5千円まで。4千円以下は対象外。)
②受講修了時給付金 受講費用の40%
(①、②の合計額が上限10万円まで。4千円以下は対象外。)
③合格時給付金 受講費用の20%
(①、②、③の合計額が上限15万円まで。)

◆問い合わせ先◆ あなたの住所地の
区役所子ども・家庭相談コーナー(47ページ)

10 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金

「高等職業訓練促進給付金」を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親を対象として資金の貸与を行います。

対象者 高等職業訓練促進給付金の支給を受けている方

貸付金額 ○入学準備金 500,000円以内
○就職準備金 200,000円以内

令和3年度から、就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親に対して、住居の借り上げに必要な資金の貸与(返還免除付)を行います。

対象者 児童扶養手当受給者等であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方

貸付金額 40,000円/月以内(12ヶ月の範囲内)

◆問い合わせ先◆ 北九州市社会福祉協議会 自立支援課
☎873-1296

子どものこと

1 子どもの心配ごと(相談)

- (1) 子ども・家庭相談コーナー
- (2) 子ども総合センター(児童相談所)
- (3) 子育て支援サロン“ぴあちえーれ”
- (4) 教育相談など

2 子どもをあずけたいとき

- (1) 保育
(一般保育、延長保育、夜間保育、病児保育、家庭的保育、小規模保育など)
- (2) 放課後児童クラブ(学童保育クラブ)
- (3) 児童館
- (4) 乳児院・児童養護施設
(子どものショートステイ・トワイライトステイ)
- (5) ほっと子育てふれあいセンター

3 教育費

- (1) 就学援助制度
(小・中学校などの学用品・給食費等の就学援助制度)
- (2) 就学支度資金・修学資金
(高校・短大・大学・専修・各種学校等)
- (3) 高校授業料の負担軽減

4 養育費



1 子どもの心配ごと(相談)

あなたのおき相談相手となる人がいます。
ひとりで悩んでいないで、どんなことでも気軽にご相談ください。
☆相談はいつでも無料で、電話による相談もお受けします。
☆個人の秘密はかたく守ります。

(1) 子ども・家庭相談コーナー

育児不安、虐待、学校でのいじめ・不登校・非行など子どもに関することや、母子・父子家庭に関すること、女性の悩みに関することなど、子どもと家庭のあらゆる相談に応じています。

あなたの住所地の
区役所子ども・家庭相談コーナー(47ページ)

(2) 子ども総合センター(児童相談所)

子ども総合センターでは、子ども(18歳未満)の養護・障害・非行・不登校・育成・いじめなどの相談を受けています。児童福祉司・児童心理司などの専門職員がいて、みなさんの相談に応じ、適切な助言、指導を行うほか、必要に応じて心理学的な判定・診断・治療も行っています。

24時間子ども相談ホットラインでは、年中無休で子どもに関する電話相談を受けています。

子ども総合センター(児童相談所)
北九州市戸畑区汐井町1番6号 ☎881-4556
24時間子ども相談ホットライン ☎881-4152

(3) 子育て支援サロン“ぴあちえーれ”

保育士等の資格を持つコーディネーターが、電話、面接、メールによる育児相談に応じたり、育児に関する様々な情報提供や育児講座の開催、絵本の貸し出しなどを行っています。

子育て支援サロン“ぴあちえーれ”
北九州市小倉北区浅野3丁目8-1 AIM3階 ☎5111-1085
HP <http://www.kosodate-fureai.jp/salon/> ☎5111-1084
E-mail salon@kosodate-fureai.jp (ドメイン指定受信の設定をお願いします。)

(4) 教育相談など

学習面や行動面で気がかりな子どもの教育相談に応じています。

特別支援教育相談センター
特別支援教育相談センター 北九州市小倉南区春ヶ丘10-2
☎921-2230 FAX923-3010

各区役所子ども・家庭相談コーナー
指定学校以外の学校への就学など教育に関する相談に応じています。

あなたの住所地の
区役所子ども・家庭相談コーナー(47ページ)